

介護保健施設サービス 重要事項説明書



社会医療法人 美杉会

2026. 04

介護保健施設サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている介護保健施設について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第51号）の規定に基づき、介護保健施設サービス提供の契約に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 介護保健施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 美杉会
代表者氏名	理事長 佐藤 美和子
本社所在地（連絡先）	大阪府枚方市養父東町65番1号 (電話番号) 072-864-1811 (FAX番号) 072-868-3844

2 入所者に対してのサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	介護老人保健施設 美杉（1998年4月1日開設）
介護保険事業所番号	2752480034
施設所在地	大阪府枚方市西招提町2166番地
連絡先	電話番号：072-866-7111 FAX番号：072-766-7110
管理者	施設長 山本 仁
入所定員	150名

(2) 施設の目的及び運営方針

①施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。尚、入所者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスもあわせて提供し、在宅ケアを支援します。

②運営方針

- 入所者個々の特性に応じた計画的処遇を行い、リハビリテーションやレクリエーション、生活訓練等を積極的に行うことにより早期の家庭復帰に努める。
- 入所者が明るく楽しみながら療養生活を送れるように家庭的な雰囲気を大切にし、きめ細やかなサービスの提供に努める。
- 家庭や地域との結びつきを大切にし、地域、家庭介護に対する啓蒙、指導に努め、施設から家庭へのスムーズな移行に備える。
- 地域と密着した施設の特性を生かし、在宅介護支援の拠点として地域の要請に応えるよう努める。
- 職員は施設の方針を理解し、その専門性を発揮するとともに互いに協調、連携しながらその目的達成に努める。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
敷地面積 (延べ床面積)	4,887.58㎡ (5,352.99㎡)
開設年月日	1998年 4月 1日
入所定員	150名

【主な設備等】

居室の種類	室数	面積（1人当たりの面積）	備考
一人部屋	8室	124.05㎡（15.5㎡）	ナースコール設置
二人部屋	9室	190.32㎡（10.6㎡）	ナースコール設置
四人部屋	31室	1071.79㎡（8.6㎡）	ナースコール設置

※2階の一人部屋（5室）は洗面、トイレ付

設備	室数	面積	備考
食堂	2	332.26㎡	
機能訓練室	1	214.67㎡	
浴室	2	37.12㎡	特殊浴槽2台設置（通所と共用）
診察室	1	9.69㎡	
談話室	2	75.7㎡	
レクリエーション・ルーム	1	52.73㎡	
洗面所	6	13.64㎡	
トイレ	8	174.72㎡	ナースコール設置

(4) 職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名 医師と兼務
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	2名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	2名以上 内、1名看護職員 2名介護職員 と兼務
支援相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	2名以上
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	15名以上 内、1名 介護支援専門員 と兼務
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	2名以上
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	35名以上 内、2名 介護支援専門員 と兼務

管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	1名以上
その他職員	事務等、その他業務を行います。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
施設サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握(アセスメント)を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	1 栄養士(管理栄養士)の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
入 浴	1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

①食費・居住費

	居住費／1日		食費／1日
	個室（従来型）	多床室	
入所者負担	1, 680円	685円	1, 800円
第1段階	550円	0円	300円
第2段階	550円	430円	390円
第3段階①	1, 370円	430円	650円
第3段階②			1, 360円

※食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

②基本料金

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
介護保健施設サービス費	在宅強化型 個室	要介護1	788	8,234円	824円	1,647円	2,471円
		要介護2	863	9,018円	902円	1,804円	2,706円
		要介護3	928	9,697円	970円	1,940円	2,910円
		要介護4	985	10,293円	1,030円	2,059円	3,088円
		要介護5	1040	10,868円	1,087円	2,174円	3,261円
	在宅強化型 多床室	要介護1	871	9,101円	911円	1,821円	2,731円
		要介護2	947	9,896円	990円	1,980円	2,969円
		要介護3	1014	10,596円	1,060円	2,120円	3,179円
		要介護4	1072	11,202円	1,121円	2,241円	3,361円
		要介護5	1125	11,756円	1,176円	2,352円	3,527円
	基本型 個室	要介護1	717	7,492円	750円	1,499円	2,248円
		要介護2	763	7,973円	798円	1,595円	2,392円
		要介護3	828	8,652円	866円	1,731円	2,596円
		要介護4	883	9,227円	923円	1,846円	2,769円
		要介護5	932	9,739円	974円	1,948円	2,922円
	基本型 多床室	要介護1	793	8,286円	829円	1,658円	2,486円
		要介護2	843	8,809円	881円	1,762円	2,643円
		要介護3	908	9,488円	949円	1,898円	2,847円
		要介護4	961	10,042円	1,005円	2,009円	3,013円
		要介護5	1012	10,575円	1,058円	2,115円	3,173円

※1 病院又は診療所への入院要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり362単位（利用料：3,782円、1割負担：379円、2割負担：757円、3割負担：1,135円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として上記利用料は算定せず1日あたり800単位（利用料：8,360円、1割負担：836円、2割負担：1,672円、3割負担：2,508円）を算定します。

- ただし、※1を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※3 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。
- ※4 身体的拘束等の適正化に向けて、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 90/100 となります。
- ※5 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき5単位を減算します。
- ※6 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。
- ※7 次にいずれかに該当する利用者に対しては、介護老人保健施設費(Ⅰ)在宅強化型【多床室】若しくは基本型【多床室】を算定します。
- イ 感染症等により、従来型個室への利用の入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ロ 療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
- ※8 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※9 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 97/100 となります。

(3) 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
夜勤職員配置加算	24	250 円	25 円	50 円	75 円	1日につき
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258	2,696 円	270 円	540 円	809 円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1日につき
認知症ケア加算	76	794 円	80 円	159 円	239 円	1日につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1日につき
ターミナルケア加算	80	836 円	84 円	168 円	251 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	160	1,672 円	168 円	335 円	502 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	820	8,569 円	857 円	1,714 円	2,751 円	死亡日の前日及び前々日
	1,650	17,242 円	1,725 円	3,449 円	5,173 円	死亡日
療養体制維持特別加算(Ⅰ)	27	282 円	29 円	57 円	85 円	1日につき
療養体制維持特別加算(Ⅱ)	57	595 円	60 円	119 円	179 円	1日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	532 円	54 円	107 円	160 円	1日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	532 円	54 円	107 円	160 円	1日につき

初期加算(Ⅰ)	60	627 円	63 円	126 円	189 円	入所した日から 30 日以内の期間(1 日につき)
退所時栄養情報連携加算	70	731 円	74 円	147 円	220 円	1 月につき
再入所時栄養連携加算	200	2,090 円	209 円	418 円	627 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450	4,702 円	471 円	941 円	1,411 円	1 回につき
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480	5,016 円	502 円	1,004 円	1,505 円	1 回につき
試行的退所時指導加算	400	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	1 月につき(3 月間に 1 月 1 回を限度に)
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	5,225 円	523 円	1,045 円	1,568 円	1 回につき
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	2,612 円	262 円	523 円	784 円	1 回につき
入退所前連携加算(Ⅰ)	600	6,270 円	627 円	1,254 円	1,881 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
入退所前連携加算(Ⅱ)	400	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
訪問看護指示加算	300	3,135 円	314 円	627 円	941 円	1 回につき
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50	522 円	53 円	105 円	157 円	1 月につき
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1 月につき
栄養マネジメント強化加算	11	114 円	12 円	23 円	35 円	1 日につき
経口移行加算	28	292 円	30 円	59 円	88 円	1 日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	1 月につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	940 円	94 円	188 円	282 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,149 円	115 円	230 円	345 円	1 月につき
療養食加算	6	62 円	7 円	13 円	19 円	1 日につき3 回を限度
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140	1,463 円	147 円	293 円	439 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70	731 円	74 円	147 円	220 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1 回につき(1 人につき1 回が限度)
緊急時施設療養費【緊急時治療管理】	518	5,413 円	542 円	1,083 円	1,624 円	1 日につき(1 月に 1 回、連続する 3 日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239	2,497 円	250 円	500 円	750 円	1 日につき(1 月に 1 回、連続する 7 日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480	5,016 円	502 円	1,004 円	1,505 円	1 日につき(1 月に 1 回、連続する 10 日を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41 円	5 円	9 円	13 円	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,567 円	157 円	314 円	471 円	1 月につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1 月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,090 円	209 円	418 円	627 円	1 日につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53	553 円	56 円	111 円	166 円	1 月につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33	344 円	35 円	69 円	104 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	135 円	14 円	27 円	41 円	1 月につき

排せつ支援加算(Ⅰ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	156 円	16 円	32 円	47 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	209 円	21 円	42 円	63 円	1月につき
自立支援促進加算	300	3,135 円	314 円	627 円	941 円	1月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	418 円	42 円	84 円	126 円	1月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60	627 円	63 円	126 円	189 円	1月につき
安全対策体制加算	20	209 円	21 円	42 円	63 円	入所初日のみ
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1月に1回、連続する5日を限度
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229 円	23 円	46 円	69 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	188 円	19 円	38 円	57 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	62 円	7 円	13 円	19 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単 位数の 75/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1月につき 基本サービス費に各 種加算・減算を加え た総単位数

- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間および深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から3月間に20分以上の個別リハビリテーションを1週におおむね3日以上実施した場合に算定します。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した入所者について、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から3月間に、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等のプログラムを週3日実施した場合に算定します。
- ※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入所者を対象に介護保健施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて入所者の状態又は家族の求め等に応じて、随時本人又は家族に十分な説明を行い、合意を取りながらその人らしさを尊重した看取りケアを実施した場合に算定します。
- ※ 療養体制維持特別加算は、厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 退所時栄養情報連携加算は、居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。
- ※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

- ※ 入所前後訪問指導加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定します。
- ※ 試行的退所時指導加算は、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者を試行的に居宅に退所させる場合に、その試行的退所時に入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、最初の試行的退所から3月の間1月一回を限度として算定します。
- ※ 退所時情報提供加算は、居宅又は他の社会福祉施設等へ退所する場合は退所後の主治の医師に対し、入所者が退所して医療機関に入院する場合は当該医療機関に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。
- ※ 入退所前連携加算は、入所者が退所後に希望する居宅介護支援事業所と連携し入所者の同意を得て、退所後のサービス方針を定めたり、必要や情報提供を行い退所後のサービス利用に関する調整を行う場合に算定します。
- ※ 訪問看護指示加算は、入所者の退所時に当施設の医師が診療に基づき、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の必要性を認め、入所者が選定する訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は場合に算定します。
- ※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に、算定します。
- ※ 経口移行加算、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合、算定します。
- ※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。
- ※ 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ かかりつけ医連携薬剤調整加算は、当施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療養に関する研修を受講し、入所中に服薬薬剤の総合的な評価を行い、退所時に入所者の主治医に上皮王提供を行った場合等に算定します。
- ※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。
- ※ 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に、治療管理として投薬、検査、注射、処置等をおこなった場合に連続する7日間を限度として算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を提供した場合に算定します。

- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適切であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算は、入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。
- ※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当施設が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。
- ※ 地域区分別の単価(5 級地 10.45 円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法廷代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽費 (1日につき)	趣味活動等(書道、手芸、刺繍、園芸など)で使用する材料費	200円
2	理美容代	カット	2, 200円
		シャンプー	700円
		顔(ひげ)剃り	700円
		パーマ	5, 720円
		毛染め	5, 720円

3	日常生活品費 (1日につき)	日常生活に要する費用(石鹸、シャンプー、ティッシュ、フェイス タオルなど)で、施設で用意した物を使用時	200円
4	洗濯代 (1回につき)	私物の洗濯を施設にて実施時	600円 (5. 5kg)
5	文書料	証明書(1通) 診断書(1通) 法人内 診断書(1通) 法人外	1, 100円 3, 300円 5, 500円

4 費用の請求及び支払い方法について

当施設は前月料金の合計額を下記の方法でお支払いいただきます。

(1) 口座振替の場合

前月料金の合計額の請求書を、希望される送付先に毎月20日頃に郵送し、その月の27日(金融機関休業日の場合翌営業日)に、当該合計額を指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。領収書は口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封して発行します

(2) 現金支払いの場合

前月料金の合計額を15日までに受付窓口にてお支払いいただきます。その際に領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。

(3) クレジットカード・デビットカードでのお支払いの場合

前月料金の合計額を15日までに受付窓口にてお支払いいただきます。その際に領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。

(4) 支払い方法などの変更について

支払い方法、指定口座の変更、郵送先住所等の変更がございましたら下記までご連絡ください。

社会医療法人美杉会 総務部 事務係	電話番号：072-864-1811
----------------------	-------------------

5 施設利用、入退所等に当たっての留意事項

(1) 施設利用

- ①サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- ②治療につきましては、当施設医師の指示に従ってください。眼科、歯科など他医の受診が必要な場合は必ず当施設の紹介状をお持ち下さい。
- ③集団生活ですので「和」を大切にし、他の人に迷惑がかからないようお願い致します。
- ④面会時間は平日9時から20時、日祝日は9時から17時となっております。
- ⑤外出・外泊などの場合は、許可を得たうえで届け出用紙に外出先、日時、食事の有無などを記入し、必ず事前にお知らせ下さい。
- ⑥利用料金は期日までに所定の方法にてお支払い下さい。
- ⑦施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ⑧現金、貴重品等は原則として所持していただかないようお願い致します。所持金品や貴重品等の紛失について当施設では責任を負えませんのでご了承下さい。
- ⑨施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動等は禁止しております。
- ⑩職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
 - ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。
 - イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
 - ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

(2) サービスの提供

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当施設にお知らせください。
- ②入所者が要介護認定を受けていない場合は、入所者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ③サービス提供にあたっては、入所者及び家族の意向を踏まえて、「施設サービス計画」を作成します。なお、作成した「施設サービス計画」は、入所者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- ④サービス提供は、「施設サービス計画」に基づいて行います。なお、「施設サービス計画」は入所者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤介護保健施設サービス従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当施設が行いますが、実際の提供にあたっては、入所者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(3) 施設を退所していただく場合（契約終了について）

当施設は、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ②当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④入所者が病院に入院又は他の施設に入所した場合
- ⑤入所者及び家族が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ⑥入所者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(4) 円滑な退所のための援助について

入所者が当施設を退所する場合には、入所者及びその家族の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者及びその家族に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護療養型医療施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者の紹介
- ・サービス終了後の相談窓口について

当施設における 相談窓口担当者・職種	担 当 者：支援相談員 電話番号：072-866-7111
-----------------------	----------------------------------

(5) その他

感染症等が発症し、他の入所者へ感染する恐れがある場合は、個室への変更をお願いすることがあります。また、身体や精神状況により、他の入所者へ迷惑がかかり共同生活が困難になった場合は、療養棟の変更や退所をお願いすることがあります。

6 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
 - ③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師へ連絡し必要な措置を講じます。

入所者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関その他適当な医療機関への入院のため措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し、入所者の診療状況に関する情報を提供します。また、当該医療機関等から入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行います。当施設の協力医療機関及び歯科医療機関は下記のとおりです。

【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名：社会医療法人美杉会 佐藤病院 所 在 地：大阪府枚方市養父東町65番1号 電話番号：072-850-8711 FAX 番号：072-868-3844 診 療 科：内科・外科・整形外科・眼科・泌尿器科 等
【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	医療機関名：医療法人恵駿会 陰山歯科医院 所 在 地：大阪府枚方市岡山手町5番-18号 電話番号：072-841-2096

※協力医療機関において、優先的に治療等が受けられるものではありません。
 また、当該医療機関での治療等を義務付けるものではありません。

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	所在地 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1468（直通） ファックス番号 072-841-1322（直通） 受付時間 9:00～17:30（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄（ ） 住 所 電話番号 携帯番号 勤 務 先
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄（ ） 住 所 電話番号 携帯番号 勤 務 先

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	加入保険名	日本病院会 病院賠償責任保険
	補償の概要	1事故につき 200,000 千円
自動車保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	加入保険名	一般自動車総合保険
	補償の概要	対人・対物無制限、人身傷害 5,000 万円（1名につき）

10 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	介護士長・北村 真一
--------------------	------------

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらお定期的に従業員に周知します。
- (3) 年2回、避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
- (4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①事業者の窓口

入所者及び施設サービス事業者双方との直接の接点となることから、施設サービスに対する苦情に関し、その内容を十分把握するとともに関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応を行います。

②市町村の窓口

入所者の苦情等全般に対する直接的な窓口として各関係機関と連携を図りながら、苦情処理情報の集約・調整を行います。

③大阪府国民健康保険団体連合会

市町村において処理困難な苦情に対応し、施設サービス事業者等に対し必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

(2) 苦情申立ての窓口

【事業者の窓口】	
社会医療法人美杉会 総務部 部長	(所在地) 大阪府枚方市養父東町65番1号 (電話番号) 072-864-1811 (FAX番号) 072-868-3844 (受付時間) 午前9時から午後5時(土日・祝日は休み)
【市町村の窓口】	
枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	(所在地) 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20 (電話番号) 072-841-1460(直通) (FAX番号) 072-844-0315(直通) (受付番号) 午前9時から午後5時30分(土日祝は休み)
【大阪府の窓口】	
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ	(所在地) 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22 (電話番号) 06-6944-7106 (FAX番号) 06-6944-6670 (受付時間) 午前9時から午後5時(土日・祝日休)
【公的団体の窓口】	
大阪府国民健康保険団体連合会	(所在地) 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3-8 (電話番号) 06-6949-5418 (受付時間) 午前9時から午後5時(土日・祝日休)

1.2 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。
(2) 個人情報の保護について	①事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分

	の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）
--	---

1 3 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 ・ 山本 仁
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4 身体的拘束等について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一次性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 5 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催します。

1 6 サービス提供の記録

- (1) 介護保険施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）
- (3) 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退所に際して退所年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

1 7 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について「枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２５年枚方市条例第５１号）」の規定に基づき、入所者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市養父東町６５番１号
	法人名	社会医療法人 美杉会
	代表者氏名	理事長 佐藤 美和子
	事業所名	介護老人保健施設 美杉
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

代筆者	住所	
	氏名	